

埼例規第35号・地

平成8年5月10日

埼玉県警察本部長

交番用小型警ら車の運用要領の制定について（例規通達）

（概要）

本通達は、多発する事件・事故に迅速的確に対処し、地域の安全と平穩を確保するため、交番及び駐在所に配車された交番用小型警ら車の効果的運用に関し必要な事項を定めたものである。